

令和2年10月26日

職員の不祥事について（お詫び）

本年3月11日、鳥取県青少年健全育成条例違反容疑で逮捕され、10月8日に同条例違反で罰金50万円の略式命令を受けた当院医師に対して、10月22日に免職とする懲戒処分を行いました。

このたびの不祥事について、当院の患者さまや、地域の皆さまの信頼を損なうことになり、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。このたびの医師の行為は、法令遵守はもちろん、社会規範がより強く求められる公務員として、また市民の健康な生活を確保する任務を負いかつ相応な倫理観を求められる医師として、決して許されることではありません。

今後、再びこのような事態が発生することのないよう全職員に対して一層の綱紀粛正の徹底を図り、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

鳥取市立病院

鳥取市病院事業管理者 平野 文弘